

(別紙)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>別添2</p> <p>豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準 収集先 豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白(以下「血粉等」という。)の製造に用いる原料は、ア及びイの要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第8号による血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。 ア (略) イ 原料血液の採取方法は、解体を行う前に他の組織が混入しないよう血液を回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。 ~ (略)</p> <p>2~6 (略)</p>	<p>別添2</p> <p>豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準 収集先 豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白(以下「血粉等」という。)の製造に用いる原料は、ア及びイの要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第8号による血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。 ア (略) イ 原料血液の採取方法は、<u>電気昏倒又は二酸化炭素を用いて気絶させ</u>、解体を行う前に他の組織が混入しないよう血液を回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。 ~ (略)</p> <p>2~6 (略)</p>
<p>別添7</p> <p>魚介類由来たん白質の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準 (略) 原料の輸送 原料の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う<u>専用容器</u>を用いるか、魚介類以外のたん白質が混入しないよう魚介類の輸送に際して<u>容器</u>の洗浄を行うこと。 (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>別添7</p> <p>魚介類由来たん白質の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準 (略) 原料の輸送 原料の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う<u>専用車</u>を用いるか、魚介類以外のたん白質が混入しないよう魚介類の輸送に際して<u>輸送車</u>の洗浄を行うこと。 (略)</p> <p>2~3 (略)</p>

4 製品輸送に係る基準

魚粉の製品の輸送に当たっては、専用の容器を用いるか、当該飼料を輸送する前に容器の洗浄を徹底すること。

5 (略)

別記様式第1 - 1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

下記の事業場における に由来する （注2）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定（注3）による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面（第1の1の(3)又は(6)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(2) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

4 製品輸送に係る基準

魚粉の製品の輸送に当たっては、専用の輸送車を用いるか、当該飼料を輸送する前に輸送車の洗浄を徹底すること。

5 (略)

別記様式第1 - 1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

下記の事業場における に由来する （注2）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定（注3）による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面（第1の1の(3)又は(6)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(2) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていないもの又は牛のせき柱を処理する工程を併設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(3) (1)及び(2)以外の場合
製造工程の図面を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

(注2) 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

(注3) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。
別記（略）

別記様式第1-2号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

に由来する（注2）を輸入するに当たり、別記の輸入先の事業場の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定（注3）による確認を求めます。

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）

イ 別添9の1のイ又は同のイの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同のイ又は同のイの規定により締結した契約書の写し

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていないもの又は牛のせき柱を処理する工程を併設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(3) (1)及び(2)以外の場合
製造工程の図面を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

注1：氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

注2：製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

注3：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。
別記（略）

別記様式第1-2号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

に由来する（注2）を輸入するに当たり、別記の輸入先の事業場の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定（注3）による確認を求めます。

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）

イ 別添9の1のイの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及びウの規定により締結した契約書の写し

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

(注2) 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、
豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

(注3) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記 (略)

別記様式第2 - 1号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における 由来する
(注1)の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) の規定(注2)により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣

印

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

注1: 氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

注2: 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、
豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

注3: 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記 (略)

別記様式第2 - 1号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における 由来する
(注1)の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) の規定(注2)により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣

印

(注1) 製造に係る品目を記載する。
(注2) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第2 - 2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった貴社の輸入に係る下記(注1)の事業場における 〃 に由来する (注2)の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) 〃 の規定(注3)により、申請のとおり確認する。

記

事業場 製造国 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

(注1) 輸入先の事業場が多く下記に記載不可能な場合は、別葉に記載する。
(注2) 製造に係る品目を記載する。
(注3) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

注1：製造に係る品目を記載する。
注2：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第2 - 2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった貴社の輸入に係る下記(注1)の事業場における 〃 に由来する (注2)の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) 〃 の規定(注3)により、申請のとおり確認する。

記

事業場 製造国 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

注1：輸入先の事業場が多く下記に記載不可能な場合は、別葉に記載する。
注2：製造に係る品目を記載する。
注3：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第3号

年 月 日

製造基準適合確認（変更）申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

年 月 日付け第 号で確認を受けた に由来する （注2）の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定（注3）による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。
2 正本1部及び副本2部を提出すること。

（注1）氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。
（注2）製造に係る品目を記載する。
（注3）製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第4号

別記様式第3号

年 月 日

製造基準適合確認（変更）申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

年 月 日付け第 号で確認を受けた に由来する （注2）の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定（注3）による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。
2 正本1部及び副本2部を提出すること。

注1：氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。
注2：製造に係る品目を記載する。
注3：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第4号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認をした下記の事業場における 由来する (注1)の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) の規定(注2)

により、申請のとおり確認する。

に基づく製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売を停止し、確認書を返納するとともに確認の取消しを申請されたい。

に基づく製造基準に適合しないので、変更後に輸入した飼料の販売を停止し、下記製造事業場の確認の取消しを申請されたい。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地(輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地)

年 月 日

農林水産大臣

印

(注1)製造に係る品目を記載する。

(注2)製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第5 - 1号

製造基準適合確認取消し申請

農林水産省指令 番号

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認をした下記の事業場における 由来する (注1)の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) の規定(注2)

により、申請のとおり確認する。

に基づく製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売を停止し、確認書を返納するとともに確認の取消しを申請されたい。

に基づく製造基準に適合しないので、変更後に輸入した飼料の販売を停止し、下記製造事業場の確認の取消しを申請されたい。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地(輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地)

年 月 日

農林水産大臣

印

注1:製造に係る品目を記載する。

注2:製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第5 - 1号

製造基準適合確認取消し申請

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

年 月 日付け第 号で確認を受けた に由来する （注2）の製造工程については、下記のとおり に由来する （注2）の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定により、 に由来する （注2）の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

備考： 飼料製造業者にあつては、確認書を添付すること。

（注1）氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。
（注2）製造に係る品目を記載する。

別記様式第5 - 2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

年 月 日付け第 号で確認を受けた に由来する （注2）の製造工程については、下記のとおり に由来する （注2）の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定により、 に由来する （注2）の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

備考： 飼料製造業者にあつては、確認書を添付すること。

注1：氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。
注2：製造に係る品目を記載する。

別記様式第5 - 2号

農林水産省指令 番号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

年 月 日付け第 号で確認をした下記の事業場における に由来する (注1)の製造工程については、年 月 日付けで飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の規定(注2)による確認を取り消す。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地(輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地)

年 月 日

農林水産大臣 印

(注1) 製造に係る品目を記載する。
(注2) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認書書換交付申請書

農林水産大臣 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印(注1)

年 月 日付け第 号で確認を受けた に由来する (注2)の確

年 月 日付け第 号で確認をした下記の事業場における に由来する (注2)の製造工程については、年 月 日付けで飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の規定(注3)による確認を取り消す。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地(輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地)

年 月 日

農林水産大臣 印

注1: 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。
注2: 製造に係る品目を記載する。
注3: 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認書書換交付申請書

農林水産大臣 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印(注1)

年 月 日付け第 号で確認を受けた に由来する (注2)の確

認書の記載事項について下記のとおり変更したいので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(3)の規定に基づき、確認書の書換交付を申請します。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

(注1) 氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

(注2) 製造に係る品目を記載する。

別記様式第7号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印(注1)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(4)の規定に基づき、年 月 日付けで に由来する (注2)の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

確認書の記載事項について下記のとおり変更したいので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(3)の規定に基づき、確認書の書換交付を申請します。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

注1：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

注2：製造に係る品目を記載する。

別記様式第7号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印(注1)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(4)の規定に基づき、年 月 日付けで に由来する (注2)の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(2) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

（注1） 氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

（注2） 製造に係る品目を記載する。

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(2) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

注1：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

注2：製造に係る品目を記載する。